

令和6年度

足利市奨学生募集要項(高校生等)

奨学金は、入学予定者または在学者本人が貸与を受け、本人が将来返還していくものです。応募に当たっては、保護者や担任の先生等と十分相談の上、奨学金を活用しましょう。

1 応募資格

- (1) 保護者が市内に1年以上居住している方
- (2) 令和6年4月に次の学校に入学しようとする方、または在学している方
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校（高等課程）※中学校卒業程度を入学条件としている学校
（ただし、通信制、各種学校は対象外です）
- (3) 学力優秀、品行方正で勉学に熱意のある方
- (4) 経済的な理由により、修学が困難な方
- (5) 市内に居住している返済能力（※1）のある連帯保証人を2名（うち1名は保護者）たてられる方
 - ※1・・・返済能力とは、独立の生計を営み、奨学金の返還について責任を負うことができること。
- (6) 他の奨学金との併用について
足利市以外の機関・団体（日本学生支援機構・栃木県育英会等）の奨学金との併用はできません。
ただし、交通遺児奨学金等の返還義務のない奨学金は併用できます。
（返還義務が生じる可能性がある返還免除型奨学金は併用できません。）
- (7) 本人、保護者、連帯保証人について、外国籍である場合は、永住権のある方

2 奨学金貸与月額、貸与期間および募集人員

- 貸与月額 15,000円
- 貸与期間 正規の最短修業年限
- 募集人員 数名程度（予算の範囲内）

3 募集期間・提出期限

	募集期間	提出期限
第1次申込	令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月29日（木）	令和6年2月29日（木）
第2次申込 （注）	令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月22日（金）	令和6年3月22日（金）

※高校等の入学が確定していなくてもこの期間内にお申し込みください。

（注）第1次申込状況により、第2次申込を実施します。第2次申込を実施する場合は、ホームページでお知らせします。

4 提出書類

(1) 新たに高等学校等に入学しようとする方

- ・奨学金貸与申込書（※学生本人が記入すること）
- ・私の抱負（指定様式・400字程度。※学生本人が記入すること）
- ・中学校長の発行する「推薦書」（指定様式・未開封のもの）
- ・中学校長の発行する「調査書」（学校作成様式・未開封のもの）
- ・保護者の所得証明書（奨学金専用の様式のもの、有料）
- ・保護者の同意書（連帯保証人としての返済能力を確認する一環として、市税等の納入状況を調べるため）

(2) 現在、高等学校等に在学している方

- ・奨学金貸与申込書（※学生本人が記入すること）
- ・私の抱負（指定様式・400字程度。※学生本人が記入すること）
- ・高等学校長等の発行する「推薦書」（指定様式・未開封のもの）
- ・高等学校長等の発行する「調査書」（学校作成様式・未開封のもの）
（1年生については出身中学校長の発行する「調査書」）
- ・保護者の所得証明書（奨学金専用の様式のもの、有料）
- ・保護者の同意書（連帯保証人としての返済能力を確認する一環として、市税等の納入状況を調べるため）

◎所得証明書申請用紙は教育総務課指定のものをご使用ください。

◎所得証明書発行場所：市民課、行政サービスセンター

◎単身赴任等の理由で、保護者のいずれかが令和5年1月1日現在で足利市外に住民登録があった場合は、令和4年中の収入がわかる書類を添付してください。（例 所得証明書、源泉徴収票の写し等）

◎申請者、保護者、連帯保証人が外国籍の方は、在留カードの写しを提出してください。

6 書類提出方法

保護者と一緒に申込者本人が上記提出書類を足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当（市教育庁舎3階）へ提出してください。

本人がお越しになれない場合はお問合せください。

7 選考・採否決定の時期と通知方法

- (1) 足利市奨学生選考委員会において、書類により選考、決定します。
- (2) 採否の結果については、第1次申込は4月上旬、第2次申込は4月下旬に本人へ通知します。採用決定者には手続きの書類をあわせて送付します。

8 採用決定者の提出書類

- (1) 奨学金借用証書兼誓約書
- (2) 連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- (3) 在学証明書

足利市ホームページからも募集要項、申込書等のダウンロードができます。

◎申込前に必ずお読みください！

《採用後の奨学生の心得》

1 書類提出

- (1) 毎年度終了後、学業成績証明書・在学証明書の提出を指定期日までに提出すること
(連絡なく提出がない場合、奨学金の貸与を停止することもあります)
- (2) 卒業時に卒業届等の必要書類を提出すること
- (3) 本人または連帯保証人の住所変更等があった場合には、直ちに異動届により届出を
すること

2 奨学金の返還（無利子）

奨学金は皆さんの返還金からまかなわれています。奨学生本人が責任を持って返還してください。返還が滞った場合は、連帯保証人に対し、返還を請求します。

- (1) 返還期間 高校生等…卒業後1年間据え置き後、貸与年数の2倍の期間内

【毎月15,000円を3年間借りた場合】

15,000×36か月=540,000円……貸与総額

6年（貸与年数の2倍の期間）以内での返還

540,000÷72か月=7,500円……毎月の返還額

72か月（毎月7,500円）以内で返還

- (2) 返還方法 座振替

3 奨学金の停・廃止

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の貸与を停止または廃止します。

- (1) 傷病などのため、卒業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または素行が著しく不良なとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 休学・転学が適当でないとき
- (5) 本人及び保護者が足利市以外に転出したとき
- (6) その他規則に違反し、または奨学生として適当でないとき

お問い合わせ
足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当
電話:0284-20-2216（教育総務課直通）